

# 1

## 計画の策定にあたって



### 1 計画策定の趣旨と背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成31年2月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されています。これは、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までを計画期間とした「宗像市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」において、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を進めてきました。また、第1期計画では次世代育成支援対策推進法に基づく「宗像市次世代育成支援対策行動計画」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための「宗像市子ども基本条例行動計画」も兼ねていました。さらに本市では、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困対策に焦点を当てた「宗像市子どもの未来応援計画」を平成30年3月に策定し、第1期計画を補完する計画とし、子ども・子育てに係る施策を推進してきました。

このたび、第1期計画が、令和元年度で計画期間が終了することに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進し、第2次宗像市総合計画に掲げる「元気を育むまちづくり」及び戦略的取組みである「都市ブランド（子育て世代に選ばれる都市）の推進」の実現に資することを目指し、前述の4つの子ども・子育てに係る計画を包含した総合的な計画として「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 第1期計画の総括

第1期計画では、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を実施してきました。各事業は、事業実施の必要がなかったため評価できないものが1件あるものの、概ね計画どおりに実施できたと評価できます。

### 【第1期計画体系】

基本理念	基本方針	施策カテゴリー
子どもの未来が育つまち むなかた	①子どもが心豊かに育つまちづくり	(1) 子どもの居場所づくり
		(2) 体験活動の推進
		(3) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援
		(4) 教育環境の充実
		(5) 健やかな身体の育成
		(6) 豊かな心の育成
		(7) グローバル人材の育成
		(8) 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実
	②安心して子どもを産み育てられるまちづくり	(1) 子育て力向上のための支援
		(2) 教育・保育サービスの充実
		(3) ひとり親家庭の自立支援
		(4) 子育て経費の支援
		(5) 母子の健康の確保
	③子どもにやさしいまちづくり	(1) 家庭や地域の教育力の向上
		(2) 地域で取り組む子育て支援体制づくり
(3) 子ども・子育て家庭を取り巻く生活環境の整備		
(4) ワークライフバランスの推進		
(5) 子どもの安全確保		



第1期計画では、以下の7つを重点施策として実施してきており、各施策の実施状況は、右欄に掲げるとおりです。

【第1期計画における重点施策とその実施状況・評価】

基本方針	重点施策	実施状況・評価
①子どもが心豊かに育つまちづくり	(1) 子どもの居場所づくり	各地区コミュニティや市民活動団体と協働し、異年齢交流や体験活動の機会を子どもに提供することで、子どもの居場所づくりの拡充に繋がりました。今後も、体験活動や学習支援も含めた子どもの居場所づくりを充実させるために、地域住民等の参画を得て進めていく必要があります。
	(2) 体験活動の推進	「子どもまつり事業」や「子ども育成推進事業」で、子ども実行委員がまつりの企画を行ったり、わくわく体験報告会での発表等を通して、子どもの「豊かに育つ権利」や「意見を表明する権利」の保障に繋がりました。今後も、多様な体験活動の機会を設け、生きる力の基盤を育む必要があります。
	(7) グローバル人材の育成	宗像市グローバル人材育成プランに基づいて、多文化交流等の各種事業を通して、子どもたちが諸外国や宗像市のお互いの文化や歴史を知り、自分自身の考えを持ち、異なる意見や価値観を受け入れる受容力やコミュニケーション力を育むことができました。今後は、より多くの市民が参加できる仕組みを考えていく必要があります。
②安心して子どもを産み育てられるまちづくり	(2) 教育・保育サービスの充実	保育の量の確保方策に基づき保育所の定員を拡充したり、延長保育事業や一時預かり事業等の充実を行いました。引き続き、入所待ち児童の解消に向けて保育士確保を含めた取り組みを行っていく必要があります。
	(5) 母子の健康の確保	各事業で、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母子保健サービスを行ってきました。乳幼児健診の受診率も95%以上を維持しています。今後も、子育て世代包括支援センターとして関係部署・機関との連携を強めて相談・支援体制をさらに整えていく必要があります。
③子どもにやさしいまちづくり	(1) 家庭や地域の教育力の向上	「家庭教育学級」等で、家庭・学校・地域が相互に連携しながら教育力向上を図り、子どもの健全育成に繋げてきました。しかし、「宗像市子ども基本条例」の認知度はまだまだ低いため、今後も引き続き啓発活動に努める必要があります。
	(2) 地域で取り組む子育て支援体制づくり	地域の子育てサロンで保健師等が子育てミニ相談会を行ったり、地域と行政とで一体となった子育ての支援を行ってきました。今後も、子育て支援に地域の力は不可欠であるため、より一層支援体制を強化していく必要があります。

これらの第1期計画の評価も踏まえながら、本計画を策定し、事業の推進を図っていきます。

### 3 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、次に掲げる法律及び宗像市条例に基づく子ども・子育てに係る総合的な計画です。以下4つの計画を総称して「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」とします。

#### (1) 「子ども・子育て支援法」に基づく第2期事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務づけ）。教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していきます。

#### (2) 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画（後期計画）

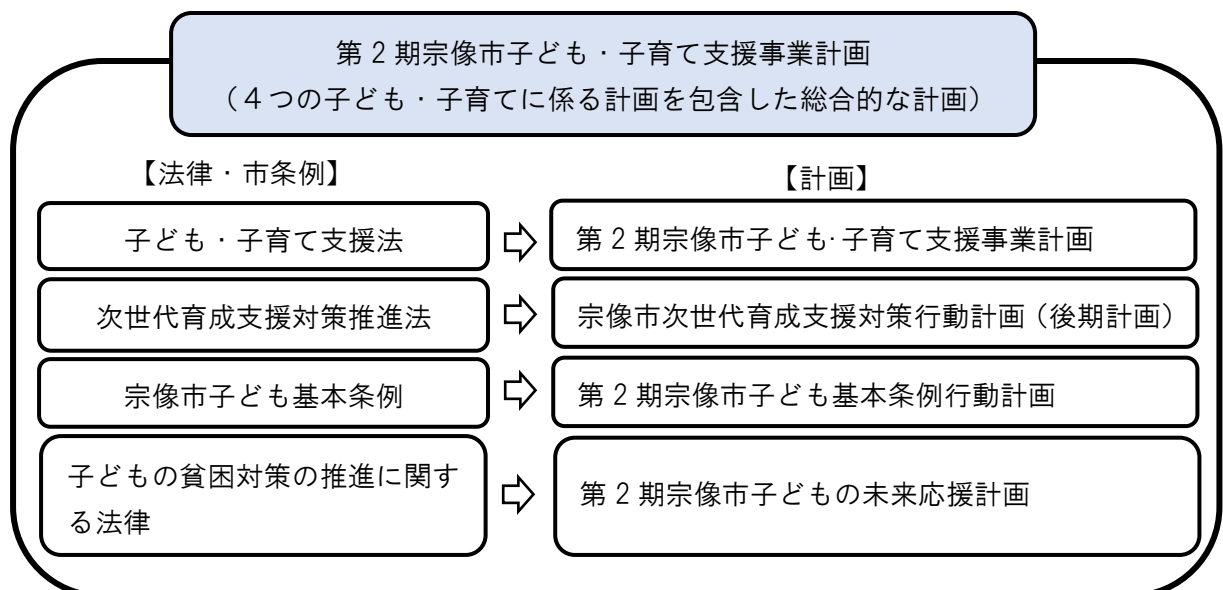
「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画。「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年（令和7年）3月まで10年間延長されました。これより、市町村行動計画の策定は任意となりました。しかし、本市では、子ども・子育てに関する総合的な施策事業を行ってきており、今後も継続して施策事業を進めるための行動計画です。

#### (3) 「宗像市子ども基本条例」に基づく第2期行動計画

「宗像市子ども基本条例」第13条に基づく行動計画（策定義務づけ）。宗像市では、子どもの権利及び健やかな成長を保障することを目的に「宗像市子ども基本条例」を施行しており、この条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための行動計画です。

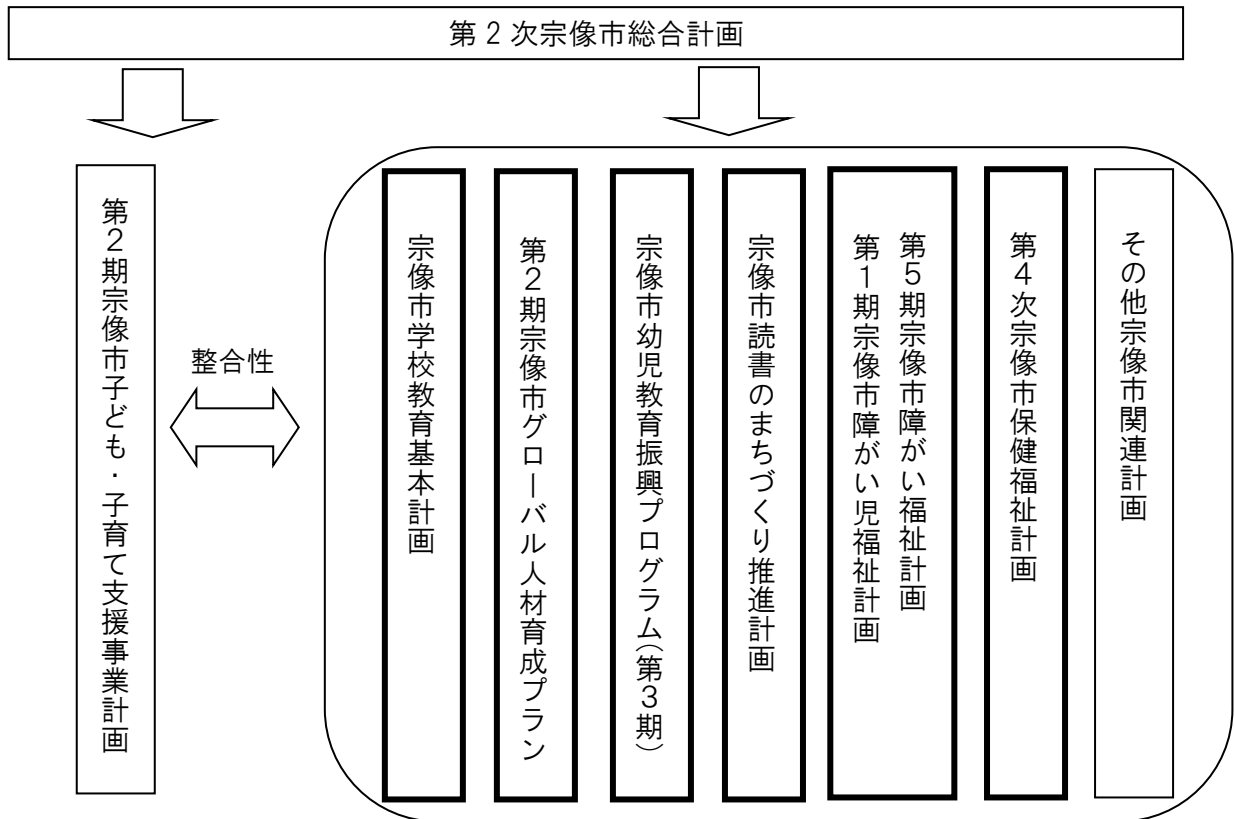
#### (4) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく第2期行動計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく市町村行動計画（策定は努力義務）。子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す、本市の子どもへの貧困対策についての計画です。

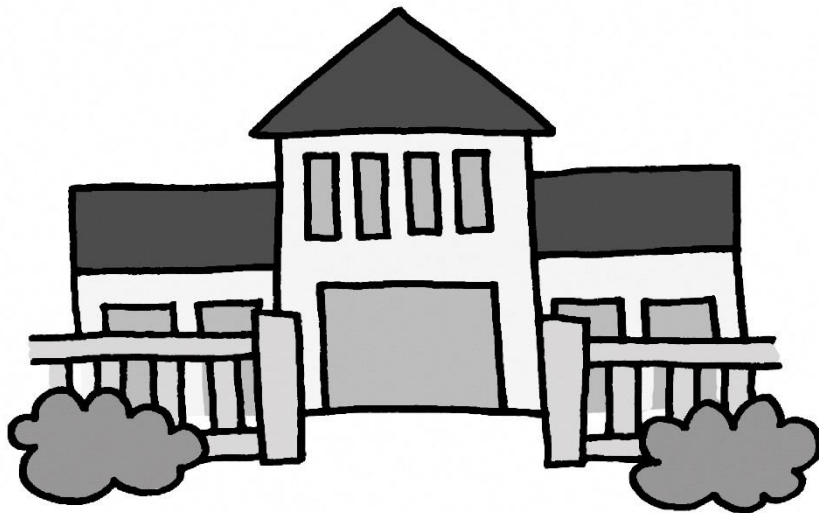


## 4 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第2次宗像市総合計画」をはじめ、「第4次宗像市保健福祉計画」その他の関連計画との整合を図り、策定しています。



子ども・子育て支援に関する事項を定めた計画を図示しています。



## (1) 子育てをめぐる全国的な現状・課題

### ① 子育て環境の変化

平成 26 年に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

### ② 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」(平成 24 年)によると、わが国の 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭の子どもの半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行(令和元年 9 月改正)し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

### ③ 保護者等の働き方の変化

共働き世帯が増加する中、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備が保護者の働きやすさに直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等は解消していくことが望まれます。

## (2) 子ども・子育て支援新制度について

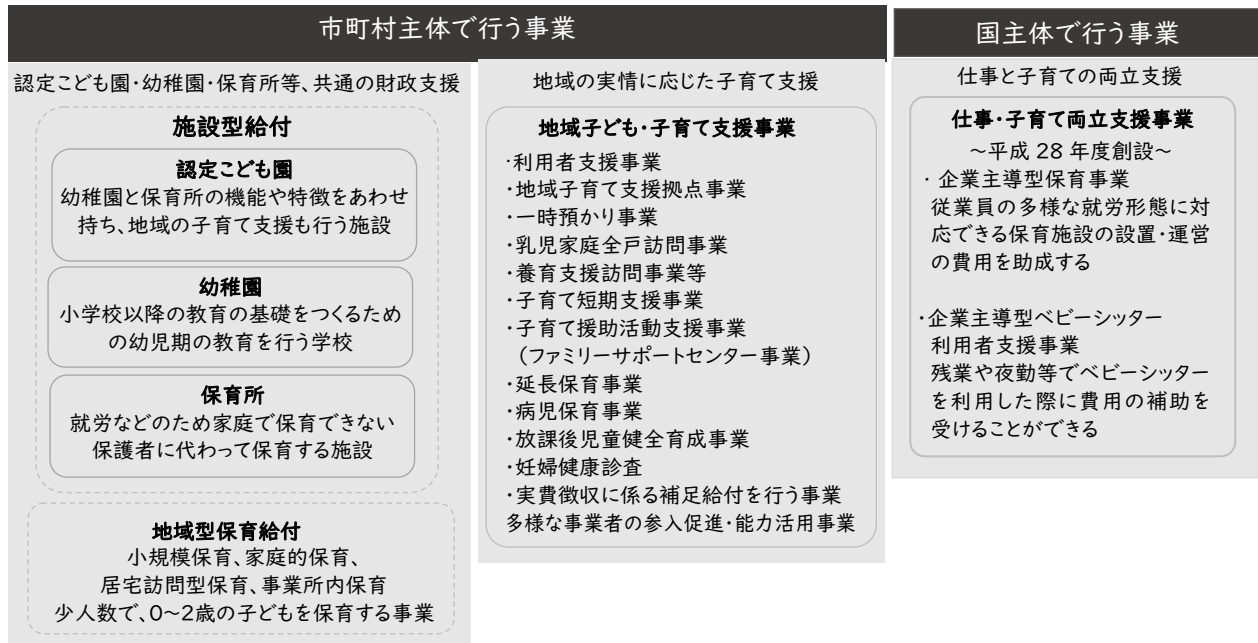
前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新制度が平成 27 年 4 月に施行されました。

### ■新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（平成 28 年度より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年 5 月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成 28 年 4 月改訂版）」）等を参照

### ■新制度の事業・給付体系



### (3) 本計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017(骨太の方針2017)」において幼児教育・保育の無償化の実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
<p style="text-align: center;"><b>○ 幼稚園、保育所、認定こども園等 ○</b></p>	<p>●3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化</p> <p>※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化</p> <p>※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。</p> <p>※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象。</p> <p>※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）</p> <p>●0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化</p>
<p style="text-align: center;"><b>○ 幼稚園の預かり保育 ○</b></p>	<p>●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</p> <p>※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）</p> <p>※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督</p>
<p style="text-align: center;"><b>○ 認可外保育施設等 ○</b></p>	<p>●3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化</p> <p>※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象</p> <p>※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象</p> <p>※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定</p> <p>●0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化</p>



## ② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

## ③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童の解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については任意で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

## ④ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブ（本市においては「学童保育所」という。）の待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

また放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

## ⑤ 平成 28 年の児童福祉法等改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとされています。

## ⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされました。また、子どもの貧困に関する国の指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。本計画の最終年度である令和 6 年度には、計画の達成状況の確認と次期計画策定を行います。

(年度)									
H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第 1 期計画									
		<div style="border: 1px solid black; background-color: #333; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">                     第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)                 </div>							
		<div style="border: 1px solid black; background-color: #ccc; padding: 5px; display: inline-block;">                     次期計画 (令和 7 年度～)                 </div>							

## 7 計画の対象

本計画は、以下の者及び施設を対象とします。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 子ども関係施設 市内の以下の施設
  - ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設（保育所など）
  - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（幼稚園・小学校など）
  - ウ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）に規定する各種施設（宗像市民図書館など）
  - エ その他子どもが関係する施設

※本計画における「子ども」とは 18 歳未満の者とします。

